

サポートチーム結成・運営上の問題点

1 結成上の問題点

チーム設置の基盤が出来ていないため、立ち上げまでに時間がかかってしまう。

すみやかに事案に対応するために、あらかじめ市区町村単位での協議会を設置しておく必要がある。

連携と活動には時間と労力がかかり、現在の体制では十分な活動が出来ない。

2 運営上の問題点

(1) 関係機関の意識

チーム会議の参加者は他機関の業務について理解していないのが実情であり、他機関に多大な期待を持ってチーム会議に出席していることが多い。「できること」と「できないこと」を十分に話し合い一機関に責任を押しつけることなく、役割分担を決め有効な連携を図れる方向付けをしなければならない。

ケースによっては、サポートチームを結成し、会議を開催し対応策を検討するものの、その後の対応に各機関が積極的に関わる事が少なく、警察の措置に期待して、早期対応が図られないものもある。

会議が単なる情報交換の場に留まってしまい、具体的な方策まで立てられないことがある。また、他機関批判に終始してしまうこともある。

授業妨害やいたずら等で学校から相談を受けていた小学4年生男子について、触法事案(窃盗)で児相通告し、児相で一時保護したものの施設内で暴れたことから翌日解除になった。児相から戻った少年の行動はひどくなる一方で、学校・教育委員会・家庭児童相談員・警察でサポートチームを立ち上げた。教育委員会・家庭児童相談員は、学校のことは学校で対応すべきと消極的であり、今後サポートチームの定着化を図るためには、関係機関の理解が得られるよう働きかけが必要(少年はその後火遊びにより自宅を全焼させ、現在児童自立支援施設に収容されている)

薬物乱用少年についてサポートチーム結成されたが問題行動が改善されず、警察から身柄付きぐ犯送致を行ったが、実質的にかかわる機関が警察だけになる傾向があり、他機関(保健所・病院)との連携が難しい。

学校は自力で解決したいという反面、一度ヘルプの手をあげると、依存的になる傾向が見られる。また、学校と連携を図れても、家庭を抜きには解決は困難であり、入れる機関が限られてきてしまう。

(2) 保護者の意識

サポートチームのメンバーが対象少年の保護者と良好な人間関係を構築するため、家庭訪問、電話連絡等の支援活動を実施しようとしても、保護者自身が子どもの生活態度、行動に対して問題意識を持っておらず、非協力的あるいは拒否的態度を取り、支援活動を円滑に行うことができない。

対象少年に対して、関係機関（者）の取組みはそれぞれが連携を取り合い、積極的に関わっているが、無理解な保護者が多く、家庭内での養育態度に改善を求める部分が大きいが、保護者の協力が得られないまま、少年が問題行動を繰り返す場合がある。

(3) 情報の取扱い、保秘

チーム会議では、少年の実名や具体的な情報のやりとりが行われるため、守秘義務については徹底している。なお、虐待などの特殊な場合を除いて、事前にチーム会議を開くことのできることを保護者に得る必要がある。個人情報やりとりすることから、このことは大前提である。また、虐待などの特殊なケースで、保護者の了解が得られないような場合は、参加機関に保護者の了解を得ていないことを周知しておく必要がある。

チーム参加に際して、事案の保秘は絶対であるが、その根拠となる規定がない。条例等で根拠規定を設ける必要がある。

チームメンバーが、地域の民生委員、区長等に拡大される場合など、関係者が広がるほど、少年の個人情報をどこまで、チーム会議の場で公表することができるか、判断がむずかしい。また、チーム対象少年を捜査中の場合、捜査情報をどこまで公表できるかについても、検討を要する。

(4) その他

チームを組んだ場合、いくつもの機関に相談者が何回も状況説明をすることは、相談者を疲れさせることになるので、相談者からの窓口は一つにしておく必要がある。

平成15年中のサポートチームの結成状況等に関する報告において、各都道府県警察が問題点として挙げた事項を抜粋したもの。